

## 最優秀答案

回答者 S.E 74点

### 第1 設問1について

1 本件取締役会議の効力について、本件では、取締役会における議題は、取締役であり、株主でもあるB有する譲渡制限株式（会社法（以下、法文名は省略する）2条1項17号）の譲渡承認請求（136条）に対する可否であることから、Bは特別利害関係人（369条2項）にあたると思われるところ、そのBが決議に参加しているため、無効とならないかが問題となる。

2(1) これにつき、まず、Bが「決議について特別の利害関係を有する取締役」すなわち、特別利害関係人にあたるかが問題となる。

特別利害関係人とは、当該決議事項について、会社への忠実義務（355条）違反を生ずるような、会社と個人の利益が衝突するような利害関係を有する者をいうものとする。

(2) Bについては、株主としての立場から、譲渡制限株式の譲渡承認請求をするものであるところ、法が、会社が、その発行する株式につき、譲渡制限を定款で付することを認めた趣旨は、小規模な会社などでは、個人的信頼や人的関係を重視し、会社にとって好ましくない人物が株主になることを防止する必要を認めたことにあると思われる。

であるならば、X社としては、株式譲受人が、会社にとって好ましくない人物であれば、その譲渡を拒否する利益を有するところ、Bは、投下資本の回収という株主としての個人的利益より、譲渡を承認されたいという関係にあるのだから、X社とBとは、祖の利益が衝突し、忠実義務違反を生じうる状態にあるものといえる。

よって、Bは特別利害関係人にあたり、369条2項より、決議に参加できない。

3(1) では、Bが決議に参加することが、取締役会決議の無効事由となるか。

会社法上、取締役会決議の無効事由については規定されていないことより、一般原則に従って、その無効事由の有無を判断すべきと考えられ、決議の方法

や内容について、重大な法令・定款違反と考えられる事由がある場合に、無効となるものとする。

(2)ア 本件における、特別利害関係人の決議参加は、それが取締役の忠実義務違反を招来し、会社経営上、合理的でない決議となりうる点に問題があると考えられるものであるから、仮に、当該取締役を除いても、結果に影響がないと認められる場合には、これをもって無効となるものではないと考える。

イ 本件では、X社の取締役は、A・B・Cの3人であり、Bを除いても、取締役会決議の定足数である過半数を満たし、また、A・Cとも譲渡を承認しないこととしており、決議要件上も、369条1項の要件を充足する。

(3) よって、特別利害関係人Bが参加していたという違法は、重大なものとはいえず、本件取締役会決議は、無効とはならない。

## 第2 設問2について

1 Y社が本件株主総会決議の効力を争おうとする場合、Y社がX社株主であることを前提として、株主たるY社に、本件株主総会の招集通知がされていないという、手続の法令違反(299条1項)を主張して、株主総会決議取消しの訴え(831条1項1号)を提起するものと考えられる。

2(1) そこで、まず、Y社が、「株主」にあたり、株主総会決議取消しの訴えの原告適格(831条1項)が認められるかが問題となる。

(2)ア これについて、B・Y社間の株式の譲渡は、当該株式が譲渡制限株式にあたり、本件取締役会決議において、その譲渡承認請求が認められていないことから、Y社は株主たりえないのではないかが問題となる。(136条、139条)。

イ(ア) 譲渡承認請求がされた場合において、その請求を拒否する場合、会社は請求者に対し、その旨を通知せねばならない(139条2項)。この通知が、2週間以内にされなかった場合、譲渡の承認があったものとみなされることとなる(145条1項1号)。

(イ) 本件では、承認請求のされた平成29年2月2日より、2週間を経過する前の2月11日時点で、X社は通知を郵送したものの、X社は従業員のミスにより、通知書が実際にBに到達したのは、2週間経過後の2月18日であった。このような場合、通知を要する趣旨が、株主としては、通知なければ、承認あったものと考え、利害関係を構築していくため、権利関係を早期に確定することに

あると考えられることより、あくまで、請求者への到達をもって、通知の有無を判断すべきと考える。

ウ よって、Y社は、145条1項1条より、株式の譲渡人として、X社株式200株を取得する。

3(1) 次に、Y社が株主であるとしても、株式譲渡の対抗要件たる株式名簿の書換が未了であることより、その譲り受けをX社に対抗できず、X社としては、Bを株主として扱えば足るといえないかが問題となる。(130条1項)。

(2)ア これについて、会社が自己の利益のために、不当に書換請求に応じないような場合にまで、対抗要件具備を認められないとするのは妥当でないことから、このような場合には、株主名簿の記載なくとも、会社に対し、譲渡を対抗できると解する。

イ 本件では、X社は、Y社が株主となることを、経営上の都合により警戒していたことから、自己の経営利益上、これを拒否したと解することができる。

(3) よって、Y社は、株主名簿に記載なくとも、自己が株主であることをX社に対抗できる。

4 Y社は、現在平成29年5月10日時点で決議取消の訴えを提起するならば、831条1項に定める出訴期間の3ヵ月以内の要件も満たすといえる。

5 以上より、Y社は、本件株主総会の決議の効力を争うことができると考える。

6 本件では、AとY社の株式の比率を考慮すると、Y社が通知を受け、議決権を行使しても、本件同様の結果になったとも考えられるが、議決権の行使を妨げられたという手続上の法令違反の瑕疵は重大であり、裁量棄却はないと考える(831条2項)。

以上